

検 証 の 進 め 方

(平成20年12月18日第1回会議で決定)

1. 問題認識と検証の必要性について

(1) 事実の検証と経営悪化に至った原因の明確化

昭和40年代からの拡大造林施策の推進に伴う造林公社の多額の債務は、公社経営の悪化にとどまらず、これを支援する本県の県政運営上の大きな問題となっている。

平成20年9月に県が免責的債務引受を行った巨額の公庫債務を含め、こうした経営悪化に至った経過について、公社を取り巻く社会経済情勢、国や県の政策の状況、公社の事業運営の状況、経営改革の状況などを広範囲にわたって検証し、経営悪化に至った要因を明らかにし、県民、県議会への説明責任を果たす必要がある。

(2) 公社の抜本的改革と公社営林の適正な管理・活用

拡大造林施策により植林・保育が行われてきた約2万haに及ぶ公社営林は、本県の森林面積の約10分の1、人工林の約4分の1を占めている。

これだけの規模の公的管理森林が存在することは、木材生産、水源かん養、CO₂吸収など多面的な公益的機能の面から意義は大きく、それだけにこの森林資源をいかに守り育てるかは、滋賀県の森林政策の中の大きな課題である。

このため、検証結果を踏まえ、その運営主体である公社の抜本的改革を図りつつ、県財政への負担を軽減するとともに、公社営林を県民共有の財産として捉え、多様な機能が発揮できるよう、適正に維持・管理し活用していくことが重要である。

2. 検証の内容

(1) 造林公社問題に関する事実を、以下の観点から検討し明らかにする。

- ・ 社会経済情勢
- ・ 国および国関係機関の政策の状況
- ・ 滋賀県の政策の状況
- ・ 両造林公社の事業運営の状況
- ・ 両造林公社の経営改善の取組の状況

(2) 明らかになった事実を基に、造林公社の経営悪化に至った要因を分析し明らかにする。

3. 検証の方法

次のような方法により行う。

- ・ 原資料、データ、検証用作成資料による調査・検討
- ・ 関係者へのヒアリング
- ・ 現地調査

4. 検証報告のとりまとめ

検証の経過と結果は、検証報告としてとりまとめる。

5. 県民への周知、意見

会議は原則公開とする等により、検証の経過と結果について県民へ情報提供、意見聴取に努める。